

## ドイツの株式等の公開買付けに関する規定

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学法科大学院 公開日: 2010-03-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 泉田, 栄一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/7012">http://hdl.handle.net/10291/7012</a>

[資料集]

# ドイツの株式等の公開買付けに関する規定

Deutsche Vorschriften über Übernahmeangebote

泉 田 栄 一

## はしがき

本稿は、ドイツの株式等の公開買付けを研究する際に現れる各種の規定を集めたものである。私は小論文「ドイツにおける公開買付指令の実施」国際商事法務 35 巻 8 号 1054 頁以下（2007 年）を執筆した際ドイツの規制史まで調査をした。引き続き研究を継続する予定ではあるが、時間がかかりそうなので、調査した資料を翻訳し出版しておくことにした。

## 資料 1

1979 年 1 月の公的に相場付けされた株式又は規制された自由取引において取引されている株式又は取得権の公開任意売買・交換の申入又はこの種の申入の公表の勧誘のためのガイドライン (Leitsätze für öffentliche freiwillige Kauf- und Umtauschangebote bzw. Aufforderungen zur Abgabe derartiger gehandelten Aktien bzw. Erwerbsrechten (LS Übernahmeangebote) vom Januar 1979, abgedruckt in Baumbach/Duden/Hopte, Handelsgesetzbuch, 28. Aufl., 1989, S. 1481ff. Baumbach/Hopt, Handelsgesetzbuch, 29. Aufl., 1995, S. 1398ff.)

## 序 文

本規制の対象は、法的義務が存在しないが、自然人又は法人（買主）により株式会社又は株式合資会社（対象会社）の株主に向けられた、その株式、新株引受権又は転換社債及び新株引受権付社債に基づく取得権（以下ではまとめて株式と呼ぶ）を特定の価格で現金又は株式若しくはその他の有価証券と交換に購入する公開申込み（öffentliche Angebote）である。

公開申込みの実施には次のガイドラインの遵守を推薦する。

### A 一般原則

- 1 買主は、同じ種類の株式の所有者を他の株主より優遇してはならない。買主又は買主と協力する第三者が、売買又は交換申入に関する業務執行機関の決議と申入期間の終了までの間に、申入で定めた条件よりもよい条件で、当該会社の株式の取引を締結するときには、当該条件は全ての株主に適用されなければならない。
- 2 申入の展開と共に、株主にその寄託銀行を請求する必要については、信用機関が委託され、かつ提出及び交換場所として指定されなければならない。
- 3 内部者取引指令及び取引業者・顧問規則は、本ガイドラインで定められた原則により害されない。

### B 申入の準備

- 1 売買及び交換の交渉関係者は、交渉又は売買若しくは交換申込みが公表されるか又は交渉が決定的に中止されるまで、厳格に秘密を守る義務がある。申入会社又は対象会社の株式の特別な相場の動きが、差し迫った売買又は交換申入の情報が漏れることによると推測されるときには、買主は遅滞なく声明を公表するか、株式が上場されている証券取引所の取締役、当該取引所で取引することを許可されている信用機関を通知しなければならない。但し、そうすることによって売買又は交換申入が危うくされるか又はその他の重要

## ドイツの株式等の公開買付けに関する規定

な不利益が参加者又は投資家に現れる場合にはその限りでない。

- 2 売買又は交換申入の決議及びその条件を、買主は、対象会社に意見表明の願いと共に通知するだけでなく、遅滞なく権限ある株式が上場されている証券取引所に当該取引所で取引することを許可されている信用機関を通知しなければならない。
- 3 公開の売買及び交換申入を発表する者は申入を直ちに公表しなければならない。
- 4 買主の業務執行機関により売買又は交換申入の表明が決議された時点からその公表までの間、買主も、売買又は交換を打ち明けられたか又はそれと関係した者も、前記申入対象会社及び申入会社の株式又は当該対象会社若しくは申入会社と結合した企業の株式の取引を締結することもまたは締結させることも許されない。

### C 申入の内容

申入は次の記載を含んでいなければならない。

- 1 買主の名前
- 2 申入の対象となる株式の表示
- 3 売買価格が現金か株式か
- 4 申入により追求する目的の説明
- 5 買付価格の確定に決定的であった諸要素の記載
- 6 買主が対象会社に間接及び直接に資本参加していることの記載
- 7 対象会社が買主の会社に間接及び直接に資本参加していることの記載
- 8 ある場合には対象会社の意見表明
- 9 申入が既に対象会社の株主の応諾表示により受け入れられているか、又は対象会社の株主はただ対象会社の株式を提供するよう勧誘されているかの記載
- 10 申入期間
- 11 申入に属する株式の一定最小数の所有者が申入を利用しないときには、申

- 入を撤回する買主の留保があるときはその旨
- 12 申入が場合によっては制限される株式の最高数の指示
  - 13 対象会社の財産の価値又は性質が申入目的を損なうほど害されているときには、申入を撤回する買主の留保があるときはその旨
  - 14 申入期間内に公然と第三者のより有利な申入が発せられると、応募する株主に解除権が帰属すること
  - 15 官庁の許可が与えられないことが確定するか、官庁の禁止が取り消すことができなくなるか又は認可手続が特定の期間を越えて要求されるときには、申入を撤回することができる留保があるときにはその旨
  - 16 その他の解除原因の記載
  - 17 支払が給付される時点又は支払約束に決定的な出来事の記載
  - 18 提出及び交換場所
  - 19 取引所取引高税及び銀行手数料が買主によって引き受けられるか否かの指示
  - 20 申入期間（期間延長を含む）の終了後 18 箇月内に買主がより高い公開売買又は交換申入を提出するときには、応募する者に補償を与える買主の義務

#### D 申入の実施

- 1 買主は、申入の公表の場合株主に、申入を吟味し、決定できるよう、相当の期間を与えなければならない。申入期間は少なくとも 21 日、最高 60 日でなければならない。
- 2 売買又は交換申入が条件の改正により変更されるときには、申入期間は変更の公表後早くても 14 日すると終了しなければならない。それによって 60 日の前記期間(1)を越えるときにも、同様である。
- 3 申入期間の間、新しい事実に関する情報を一般的に公表するときのみ、申入の判断のため買主又は当該対象会社は公表しなければならない。
- 4 申入の判断に不利に影響を及ぼす新しい重要な事実は、包括的に公表されるべきである。

## ドイツの株式等の公開買付けに関する規定

- 5 買主は申入期間の間、対象会社の株式の市場価格に否定的に影響を及ぼしうる全てのことを中止しなければならない。買主は、それ故申入期間の間対象会社の株式の取引を締結するか又は締結させてはならない。
- 6 対象会社の株式と買主の株式の交換を申し出るときには、買主は、申入期間の間会社の財産の価値に重要な影響を及ぼす行為を行ってはならない。
- 7 応募された株式数が申入株式数よりも多いときには、応募株主は、一定の最小額の確定後、原則として比例的に顧慮されなければならない。

### 資料 2

1995年7月14日の証券取引所専門委員会株式公開買付基準 (Übernahme-kodex der Börsensachverständigenkommission AG 1995, 572ff.)

#### 序

株式公開買付基準は、証券取引所専門委員会により作成された、任意の公開買付関係者のための行為規範の勧告である。本基準は、——法律規制を害することなく——しだいに実務経験に基づいて適応されることができる柔軟な道具として起草されている。本基準はなるほど公開買付の合目的性について明言していないが、公開の申入は、有価証券所有者及び当該会社（対象会社）の機関の慎重な且つ専門的に正当な決定のために必要なあらゆる情報を含むことを促進しなければならない。本基準は、市場操作を予防し、全関係者が信義誠実の原則を遵守することを保証しなければならない。従って基準は、その用語だけでなく、それによって追求する目的に基づいて尊重されなければならない。

#### 概念規定

#### 公開申入

本基準の意味における公開申入とは、その有価証券を一定の価格で現金又は有価証券取引法 (WpHG) 第2条第1項の意味におけるその他の有価証券と交換により取得する目的をもって、法的義務が存在しないが、対象会社の有価

証券の所有者に対し買付者が行う公開売買及び交換申入ならびに申入の交付勧誘である。

### 買付者

本基準の意味における買付者とは、一人で又は他の人と共同で公開申入を表明する全ての自然人又は法人である。

### 対象会社

本基準の意味における対象会社とは、その有価証券が公開申入の対象であって、且つ国内の証券取引所での取引が許可されているか又はその同意により自由取引に入れられる、国内に住所を有する全ての株式会社又は株式合資会社である。

### 有価証券

本基準の意味における有価証券とは、買付者がその取得に努め、直接又は間接に対象会社の株主総会における議決権を対象とするあらゆる権利である。これには一般株、多数議決権株、申入の公表の時点において議決権を有している優先株及びそのような有価証券の代替物（例えば米国預託証券、ADR）が属する。権利の所有者の一方的意思表示によって新たに発生されうる株式の取得を対象とする権利も本基準の意味の有価証券である。本基準は、その発行のその他の有価証券が証券取引所で取引されているときには、証券取引所の取引が許可されていない又は自由取引に含まれていない発行の有価証券の取得のための申入にも有効である。

公開申入が議決権のない優先株式に関係する限り、本基準の規則が類推適用される。

### 公開買付委員会

公開買付委員会委員は証券取引所専門委員会により任命される。なかんずく仲裁機能は公開買付委員会の責務である。

### 事務局

公開買付委員会事務局とはこの団体の執行機関である。事務局は本基準の遵守を監督する。

原 則

第1条

買付者は公開申入の枠内において同じ種類の有価証券の全所有者を同じように扱わなければならない。

第2条

買付者及び対象会社は、公開申入の対象である有価証券の全ての所有者に、申入の判断のために重要な同じ情報を提供しなければならない。情報は事情を正確且つ相応に伝えなければならない。第7条に掲げられた情報だけでなく、申入自体に含まれているか又はその他の方法で買付者又は対象会社によって公示されるかとは無関係に、追加的に与えられるそのような情報の場合も同様である。

公開申入が行われるときには、対象会社の取締役は、義務に従った裁量に基づいて且つ有価証券所有者の利益において、対象会社の買付に重大な利益を信じた他の人に、最初の買付者と同様の情報を提供する義務を負う。買付委員会は、対象会社の申立てにより利益の重大性につき決定する。

第3条

買付者及び対象会社は、申込期間の間、対象会社の有価証券又は対象会社の有価証券の交換で提供される有価証券に異常な相場変動を引き起こしうるあらゆることを中止する義務を負う。特に買付者又は対象会社の有価証券の所有者又は市場を迷わすことができる表示は控えられなければならない。

第4条

申入の公表に先立って、一般に、買付者と対象会社の間で討議がおこなわれるべきである。

第5条

買付者は、公開申入の表明の前に、対象会社、対象会社の有価証券及び場合によっては交換に提供される有価証券が上場されている国内取引所、連邦有価証券取引監督庁及び公開買付委員会事務局に申入の内容を報告し、且つ少なく



でも地域を超える義務的刊行物で申入を遅滞なく公表しなければならない。

## 第6条

買付者は、申入準備及び展開のために、欧州共同体指令の意味における有価証券サービスを提供することを許可されている企業を用いなければならない。当該企業は、欧州連合加盟国に住所又は支店を有していなければならない。

### 申入の内容

## 第7条

申入は少なくとも次の記載を含まなければならない。

- 1 買付者及び場合により本基準第6条に基づく随伴企業の商号又は氏名
- 2 対象会社の商号
- 3 申入の対象である有価証券
- 4 買付者が買入れ義務を負う有価証券の最高数及び／又は最小数並びに第10条に基づく割当て手続の説明
- 5 売買価格又は反対給付及び申入の清算に関する記載
- 6 反対給付の決定の際に決定的であった諸要素の記載
- 7 申入が既に対象会社の株主の応諾表示により受け入れられているか、対象会社の株主が買付者に対象会社の株式を提供するようただ勧誘されているか否かの記載
- 8 申入前に買付者が取得した対象会社の有価証券の時点及び範囲並びに当該有価証券における締結されているが、まだ履行されていない契約に関する記載
- 9 場合により買付者に対する対象会社の間接的及び直接的資本参加の記載（知られている限り）
- 10 ある場合には対象会社の意見表明
- 11 申入期間
- 12 ある場合には申入条件及び買付者の解除の留保
- 13 買付者が申入によって追求する目的及び対象会社に関する意図並びに成

## ドイツの株式等の公開買付けに関する規定

功した申入の特に買付者及び対象会社の資金関係に対する可能な効果

- 14 対象会社の有価証券所有者は第 14 条に基づいて申入の承諾を撤回できる旨
- 15 申入の結果が公表される時点の記載
- 16 場合によってはカルテル法上の承認手続の状況に関する記載
- 17 公開買付委員会による本基準の規定の免除の記載
- 18 買付者の本基準規定の遵守義務

### 第 8 条

対象会社の有価証券所有者に向けられたあらゆる公表は、最高の慎重性と正確性をもって準備されなければならない。

### 第 9 条

申入は、買付者が自ら発生を起こすことができない条件とのみ結びつけることができる。疑わしい場合には条件は事務局と調整しなければならない。

### 第 10 条

公開申入を利用する有価証券所有者の有価証券数が、買付者が取得義務ある有価証券数より多いときには、公開申入を利用する有価証券所有者は原則として比例的に考慮されなければならない。割当て手続は申入において説明されなければならない。

### 第 11 条

買付者は、申入の対象である有価証券所有者に申入を吟味し決定するための相当な期間を与えなければならない。申入期間は最短 28 日で、最長 60 日である。

## 買付者の義務

### 第 12 条

買付者は、買付者により又はその計算で公開申入の公示後行われた対象会社の有価証券における全取引（数、価格）を次の営業日までに事務局に届け出て且つ公告する義務を負う。この義務は、当該有価証券が対象会社の有価証券との交換で提供されるときには、有価証券取引法第 2 条第 1 項の意味における有

価証券の取引にも有効である。株式法第71条第1項第2号の枠での株式の取得は、それから除かれる。

### 第13条

買付者が申入期間中に申入で提供した条件より良い条件で対象会社の有価証券を取得するときには、有価証券所有者が公開申入を既に承諾していても、より良い条件が同じ種類の有価証券の全所有者に適用される。

### 第14条

買付者は、特に第5条に基づく申入の公表後、対象会社の当該有価証券の取得に対し第三者の側からより良い申入が発表されるときには、申入期間中に、対象会社の有価証券の所有者により良い申入を提示することができる。買付者は最初の申入期間をこの場合には公開買付委員会の事務局と調整することができる期間だけ延長することができる。買付者がこの権利を使用するときには、申入に既に応募した有価証券所有者の追加的平等扱いに配慮しなければならない。当該有価証券所有者には、より良い申入に応募するために、既に応募された申入を撤回する権利が帰属する。

### 第15条

買付者が申入において掲げた、12ヶ月より短いことが許されない期間内に、買付者がもっと良い任意申入を提示し、この期間内に第三者の申入がないときには、買付者は、最初の申入を利用した者に相応の改良を供与する義務を負う。

### 第16条

本基準の施行後有価証券所有者が、取引所又は取引所外の取得によって有価証券取引法第22条第1項に基づいて加算されるべき議決権を含む対象会社の議決権の50%を越え（過半数株主）且つ対象会社も過半数株主もこの値を越えた後18ヶ月以内に次の決議

- 株式法第291条以下に基づく対象会社との企業契約
- 株式法第319条以下に基づく対象会社の編入
- 組織変更法第190条以下に基づく対象会社の組織変更
- 過半数株主との組織変更法第2条以下に基づく対象会社の合併

## ドイツの株式等の公開買付けに関する規定

をしなかったときには、過半数株主は3ヶ月以内に対象会社のその他の全有価証券所有者に残りの有価証券の買付申入（義務的申入）を提示しなければならない。

次の場合には義務的申入は表明される必要はない。

- 過半数株主がただ第三者への販売目的で一時的に保有する有価証券によって50%の値が超えられたとき
- 過半数株主が故意でなしに対象会社の議決権を50%を超えて取得し、遅滞なくその議決権割合を再び50%以下に下げる場合
- 過半数株主が50%の値を超えた後18ヶ月以内に対象会社の総会による義務的申入の表明を免除され、予め事務局に書面でその議事日程に関する決議の場合には議決権を行使しない義務を負っているとき

取引の存続に属し、有価証券取引法第23条第2項の規制に応じて連邦有価証券取引監督庁による免除が与えられた有価証券に基づく議決権は害されない。

### 第17条

過半数株主が50%を超えた後、義務的申入の表明前に対象会社の有価証券の購入をしなかったときには、義務的申入のための価格は、実際の取引所価格と相応の関係になければならない。それは、過半数株主が当該値を超える前最後の6ヶ月内に対象会社の有価証券に支払った価格を25%を超えて下回るべきではない。

過半数株主が50%の値を超えた後、義務的申入の表明前に、対象会社の有価証券を更に購入したときには、義務的申入のための価格の算定の場合には、第1項で掲げられた価格より高いときには、当該購入の平均価格が基礎にすえられなければならない。

この規制は、交換の方法で有価証券が提供されるときにも、準用する。

### 対象会社の義務

### 第18条

対象会社は遅滞なく — 遅くとも申入の公表後2週間 — 申入に対する理由

を付した意見表明を公表しなければならない。

#### 第19条

対象会社と結合した企業の管理機関又は指揮機関を含む対象会社の管理機関又は指揮機関は、申入の公示後、申入の結果の公表まで、申入を使用する有価証券所有者の利益に逆行する措置を講じることは許されない。

これには、なканずく以下の決議が入る。

- 新有価証券の発行
- 対象会社の著しい範囲の資産又は負債の変更、及び
- 通常の営業外の契約締結

このことは、経常の資本措置、公開申入の公示前に対象会社によって締結された契約の履行又は公開申入の場合の当該措置に関する株主総会の明瞭な承諾の場合には通用しない。

#### 公開買付委員会

#### 第20条

- 1 公開買付委員会 (Übernahmekommission) は少なくとも7名、多くて15名から構成される。
- 2 公開買付委員会の委員、その委員長およびその代理人は証券取引所専門委員会により任命される。
- 3 委任は5年の職務期間につき行われる。再任は可能である。
- 4 公開買付委員会の構成の場合特に次のグループは考慮されなければならない。
  - 発行者
  - 機関投資家
  - 私的投資家
  - 信用機関及び有価証券サービス企業。
- 5 公開買付委員会委員が退職すると、証券取引所専門委員会は退職者の職務機関の残りのために新委員を任命する。

## ドイツの株式等の公開買付けに関する規定

6 証券取引所専門委員会は公開買付委員会及び事務局に関する業務規則及び手続規則を發布する。

7 公開買付委員会は事務局長を任命する。

### 第 21 条

潜在的買付者、対象会社及び有価証券サービス企業は、本基準の規則を承認することが勧告される。事務局は、当該規則を承認した企業及び人のリストを規則的に公表する。

本基準違反の場合、事務局はその事件に対する所見、勧告及び決定を公表することができる。公表の前に事務局は、関係者を聴取しなければならない。関係者はそのときには、公表の前に、公開買付委員会に上訴できる。同委員会は最終決定をする。

### 第 22 条

事務局は、その公表後 2 週間以内に公開申入が本基準と一致しているか審査しなければならない。買付者、対象会社及び第 6 条に基づく関係企業は、事務局に本基準の監督及び遵守に必要な情報を提供する義務を負う。

### 第 23 条

公開買付委員会は、本基準の適用により買付者、対象会社又は対象会社の有価証券所有者の正当な利益が害されるときには、本基準の個々の規定の全部又は一部の適用を買付者又は対象会社に免除することができる。特に、第 16 条に基づく申入の表明義務の場合も同様である。免除に関する決定は、理由を付して公開買付委員会により公表される。

### 第 24 条

公開買付委員会は 1995 年 10 月 1 日に施行する。

## 資料 3

1997 年 11 月 28 日改正証券取引所専門委員会株式公開買付基準 (Übernahmekodex der Börsensachverständigenkommission bei Bundesministerium der Finanzen, AG 1998, 133ff.)

(改正は部分改正であるので、改正箇所のみを掲載する。)

「概念規定

買付者

本基準の意味における買付者とは、一人で又は他の人と共同で公開申入を表明する国内又は外国に住所を有する全ての自然人又は法人である。」

「第16条

対象会社に対する支配を獲得した者は、遅滞なく対象会社のその他の全ての有価証券所有者に有価証券の買付のための申入を提出しなければならない(義務的申入)。次の者は対象会社に対する支配を獲得した。

- ・有価証券取引法22条1項1号から7号までの準用でその者に加算される議決権を含めて対象会社の議決権の過半数を自由にする者
- ・対象会社のその他の有価証券所有者と行われた合意に基づいて、単独で又はその他の有価証券所有者と共同して議決権の過半数が帰属する者
- ・対象会社の管理機関、指揮機関又は監査機関の構成員の過半数を選任又は解任する権利が帰属する者
- ・取得又はその外の方法で、対象会社の3回の先行する全通常株主総会における最初の決議の際に出席した議決権のある基本資本の少なくとも4分の3の議決権割合になった議決権割合を取得する者

次の場合には義務的申入は表明される必要はない。

- ・当該有価証券所有者がただ第三者への販売目的で一時的に保有する有価証券に基づいて支配が達成されたとき
- ・有価証券所有者が支配を故意でなく獲得し且つ遅滞なく再び喪失するとき
- ・支配の獲得後18ヶ月以内に次の決議をすることが意図されていて且つ当該意図が支配の獲得後遅滞なく事務局に表明されるとき
  - 株式会社法第291条以下に基づく企業契約
  - 株式会社法第319条以下に基づく対象会社の編入
  - 組織変更法第190条以下に基づく対象会社の組織変更

— 組織変更法第2条以下に基づく対象会社の合併

- 義務的申入の表明の免除に関する対象会社の決議，この場合支配する有価証券所有者はその者に帰属する議決権を行使することは許されない。当該決議がなされないか又は意図が放棄されるときには，義務的申入は遅滞なく表明されなければならない。

取引の存続に属し，有価証券取引法第23条第2項の規制に応じて連邦有価証券取引監督庁による免除が与えられた有価証券に基づく議決権は，支配が獲得されたか否かの評価の場合には，害されない。」

「第17条

有価証券所有者が支配の獲得後，義務的申入表明前に対象会社の有価証券の購入をしなかったときには，義務的申入のための価格は，支配獲得前の最後の3ヶ月の最高取引所価格と相応な関係になければならない。それは，過半数株主が当該値を超える前最後の6ヶ月内に対象会社の有価証券に支払った価格を25%を超えて下回るべきではない。

有価証券所有者が支配の獲得後，義務的申入の表明前に，対象会社の有価証券の購入をしたときには，義務的申入のための価格の算出の場合には，第1項で掲げられた価格より高いときには，当該購入の平均価格が基礎に置かれなければならない。

この規制は，交換の方法で有価証券が提供されるときにも，準用する。」

資料4

2006年7月8日の買付申入に関する2004年4月21日の欧州議会及び欧州理事会指令実施法（買付指令実施法）（BGBl 2006 IS. 142）により改正された後の「有価証券取得及び買付法」（下線は改正箇所を示す）

第一章 総則

第1条 適用範囲

- (1) 本法は，対象会社が発行し，かつ組織された市場における取引が許可さ



れている有価証券の取得のための買付申入に適用する。

(2) 本法は、議決権のある株式が国内でなくて、欧州経済地域の他の国において組織された市場における取引を許可されている第2条第3項第1号の意味における対象会社の株式の取得のための買付申入 (Übernahmeangebote) 及び義務的買入買付申入に対しては、支配、買付申入の提示義務及びそれと異なる規制、対象会社又は買付者の従業員の通知、買付申入の成功を阻止できる対象会社の取締役の行為又はその他の会社法上の問題を規制する限りにおいて、適用する。

(3) 本法は、第2条第3項第2号の意味における対象会社の有価証券の取得のための申入に対しては、第11条aを除き、次の条件の下でのみ適用する：

1 議決権のある有価証券の取得のための欧州買付申入であること、及び

2 a) 議決権のある有価証券が国内においてだけ組織された市場における取引が許可されているか、又は、

b) 議決権のある有価証券が、対象会社が住所を有する国ではなく、国内及び欧州経済地域の他の国において組織された市場における取引が許可されていること、及び、

aa) 許可が最初に国内の組織された市場における取引のために行われたか、又は、

bb) 許可が同時に行われ、且つ対象会社が所轄監督庁として連邦金融サービス監督庁 (Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht) (連邦監督庁 (Bundesanstalt)) を決定したこと。

第1文で掲げた要件が存在するときには、本法は、反対給付、公開買付文書の内容及び申入手続の問題を規制する限りにおいて適用する。

(4) 連邦財務省は、連邦議会の同意を必要としない法令によって、本法の規定が第2項及び第3項の場合に適用できる範囲について詳細の規定を發布する権限を有する。

## ドイツの株式等の公開買付けに関する規定

(5) 議決権のある有価証券が、住所を有する国ではなく、同時に国内及び欧州経済地域の他の国における組織された市場における取引が許可されている、第2条第3項第2号の意味における対象会社は、議決権のある有価証券の取得のための欧州申入の監督を所轄する監督庁を決定しなければならない。会社は、その決定を連邦監督庁に報告し且つ公表しなければならない。連邦財務省は、連邦議会の同意を必要としない法令により、第2文に従った通知及び公告の時点並びに内容及び形式について詳細な規定を發布する権限を有する。連邦財務省は、法令により権限を連邦監督庁に委譲することができる。

### 第2条 概念規定

- (1) 申入 (Angebote) とは、対象会社の有価証券の取得のために任意で行うか又は本法に従って義務に基づいて行われる公開買付申入又は公開交換申入 (öffentliche Kauf-oder Tauschangebote) である。
- (1a) 欧州買付申入 (Europäische Angebote) とは、対象会社が住所を有する欧州経済地域の国の法によって、公開買付申入に関する 2004 年 4 月 21 日の欧州議会及び理事会指令 2004/25/EG (ABl. EU Nr. L142 S. 12) 第2条第1項 a の意味における申入とみなされる、第3項第2号の意味における対象会社の有価証券の取得のための申入である
- (2) 有価証券とは、それに証券が発行されていないときにも、
- 1 株式、株式に相当する有価証券及び株式を代表する証書
  - 2 株式、株式に相当する有価証券又は株式を代表する証書の取得を対象とするその他の有価証券をいう。
- (3) 対象会社 (Zielgesellschaften) とは、
- 1 国内に住所を有する株式会社又は株式合資会社、及び
  - 2 欧州経済地域の他の国に住所を有する会社をいう。
- (4) 買付者 (Bieter) とは、単独又は他の者と共同して申入を表明するか、そのような申入を企画しているか又は表明義務を負っている自然人、法人又は人的会社である。

- (5) 協調者 (Gemeinsam handelnde Personen) とは、対象会社の有価証券の取得又は対象会社の株式に基づく議決権の行使に関する行為を買付者と合意に基づいて又はその他の方法で決定する自然人又は法人である。対象会社との協調者とは、買付申入又は義務的申入を阻止するための行為を対象会社と合意に基づいて又はその他の方法で決定する自然人又は法人である。子企業は、子企業を支配する者と共に且つ相互に協調者とみなされる。
- (6) 子企業とは、商法第 290 条の意味における子企業とみなされる又は法形態若しくは住所とは関係なく、支配的影響力が行使されうる企業である。
- (7) 組織された市場とは、国内の取引所における公的市場又は規制された市場及び欧州経済地域の他の国の理事会指令 85/611/EWG 及び 93/6/EWG 及び欧州議会及び理事会指令 2000/12/EG を改正し且つ理事会指令 93/22/EWG の廃止のための金融手段の市場に関する欧州議会及び理事会指令 2004/39/EG 4 条 1 項 14 号 (ABl. EU Nr. L 145 S. 1) の意味における規制された市場である。
- (8) 欧州経済地域 (Europäisches Wirtschaftsraum) とは、欧州共同体及び欧州経済地域に関する協定国を含む。

### 第3条 一般原則

- (1) 対象会社の同じ種類に属する有価証券の所有者は、同じように扱われなければならない。
- (2) 対象会社の有価証券の所有者は、申入に関する事情を知って決定できるように、十分な時間と十分な情報を利用できなければならない。
- (3) 対象会社の取締役及び監査役会は、対象会社の利益で行為しなければならない。
- (4) 買付者及び対象会社は、手続をすばやく実施しなければならない。対象会社は相当な期間を超えて、その業務行為を妨げられてはならない。
- (5) 対象会社、買付会社又は申入に関係するその他の会社の有価証券取引の際に、市場を歪曲することは許されない。

## 第2章 連邦有価証券サービス監督庁の権限

### 第4条 任務及び権限

- (1) 連邦監督庁は、本法の規定に従う申入の監督を行う。連邦監督庁は、割り当てられた任務の範囲内において、手続の正規の実施を害する又は有価証券市場に著しい不利益をもたらす不正を阻止しなければならない。連邦監督庁は、当該不正を除去する又は阻止するのに適切且つ必要な命令を行うことができる。
- (2) 連邦監督庁は、本法によって割り当てられた任務及び権限を公益のためだけに行使する。

### 第5条 公開買付審議会

- (1) 連邦監督庁に公開買付審議会（Beirat）が設置される。公開買付審議会は次の者で構成される。
  1. 発行者の代表4名
  2. 機関投資家及び私的投資家の代表各2名
  3. 有価証券取引法第2条第4項の意味における有価証券サービス企業の代表者3名
  4. 従業員代表2名
  5. 学界の代表2名。

審議会委員は財務省がそれぞれ5年の任期で任命する。第2文第1号から第4号までの規定で掲げられた委員の任命は、当該部門の意見を聴取した後に行われる。審議会委員は、専門的に特に適していなければならない。特に委員は、資本市場の機能方法に関する知識及び会社法、貸借対照表制度又は労働法の分野において知見を有していなければならない。審議会委員はその職務を無報酬の名誉職として行う。委員は、会議に出席するため、財務省が定めた確定額に従った日当及び旅費を受け取る。会議には、連邦財務省、司法省及び経済技術省の代表が出席することができる。

- (2) 連邦財務省は、連邦議会の同意を必要としない法令により、公開買付審議会の構成、その委員の任命の細目、委員の任期前の終任、手続及び費用

に関する詳細な規定を發布することができる。連邦財務省は、権限を法令により連邦監督庁に移譲することができる。

- (3) 公開買付審議会は、監督に協力する。公開買付審議会は、特に連邦監督庁の監督活動のための法令の発布に際して連邦監督庁に助言する。公開買付審議会は、委員の3分の2の同意で、不服審査委員会の名誉職の委員及びその委員長を提案する。
- (4) 連邦監督庁長官は、公開買付審議会の会議を招集する。会議は、連邦監督庁長官又は連邦監督庁長官が委任した公務員が主宰する。
- (5) 公開買付審議会は運営規程を定める。

## 第6条 不服審査委員会

- (1) 連邦監督庁に、不服審査委員会 (Widerspruchsausschuss) を設置する。この委員会は、第4条第1項第3文、第10条第1項第3文、第2項第3文、第15条第1項及び第2項、第20条第1項、第24条、第28条第1項、第36条及び第37条に基づき連邦監督庁の処分に対する異議について決定する。
- (2) 不服審査委員会は、以下の者で構成される。
  1. 委員長として連邦監督庁長官又は長官が委任した判事の資格を有する公務員
  2. 委員として連邦監督庁長官が任命した2名の公務員
  3. 連邦監督庁長官が任命した3名の名誉職の委員  
議決が賛否同数のときは、議長が決定する。
- (3) 名誉職の委員は、連邦監督庁長官によって不服審査委員会委員として5年の任期で任命される。
- (4) 連邦財務省は、連邦議会の同意を必要としない法令により、名誉職の委員の任命手続、細目、任期前の終任及び代理に関する詳細な規定を發布することができる。連邦財務省は、権限を法令によって連邦監督庁に移譲することができる。

## 第7条 国内における監督庁との協力

- (1) 連邦カルテル庁及び連邦監督庁は、相互にその任務の遂行のために必要な情報を報告しなければならない。人事に関するデータの送付には、連邦データ保護法第15条が適用される。
- (2) 連邦監督庁は、本法によるその任務の履行の際に私人及び施設を使用することができる。

## 第8条 外国における所轄官庁との協力

- (1) 連邦監督庁は、有価証券の取得のための申入、取引所又はその他の有価証券若しくはデリバティブ市場並びに有価証券及びデリバティブにおける取引の監督の権限ある他の国の機関と協力する義務がある。
- (2) 連邦監督庁は、第1項による協力の範囲において、有価証券の取得のための申入の監督又はそれと関係した行政手続又は裁判手続に必要な事実を伝達することができる。その際、連邦監督庁は第40条第1項及び第2項に基づく権限を行使することができる。人事に関するデータの伝達の際には、連邦監督庁は、使用することができる目的を定めなければならない。受領者は、データはその遂行のために送付された目的のためにのみ処理又は利用されることを明示されなければならない。伝達がドイツ法の目的に反すると思われる根拠がある限り、伝達は行われない。伝達は、さらに、伝達により関係者の保護価値ある利益が侵害されるとき、特に受理した国において適切なデータ保護基準が保障されていないときには、行われない。
- (3) 連邦監督庁に他の国の機関から人事に関するデータが報告されたときには、データは、目的規定を遵守する場合にのみ、当該機関により処理又は利用されることができる。連邦監督庁は、目的規定を遵守して、データを取引所監督庁及び取引所の取引監視部に報告することができる。
- (4) 刑事事件における国際司法共助に関する規制の適用は妨げられない。

## 第9条 守秘義務

- (1) 連邦監督庁及び第7条第2項に基づく施設における就労者、連邦監督庁が第7条第2項に基づき使用する者並びに公開買付審議会委員及び不服審

査委員会委員は、機密保持が本法に基づく義務者又は第三者の利益となる、その活動において自己に知れた事実、特に営業秘密及び企業機密並びに個人に関わるデータを、雇用関係又はその活動の終了後にも、権限なく公表するか又は利用することができない。これは、職務に関わる報告書の作成により第1文に掲げた事実を知る他の第三者にも有効である。事実が次に掲げる者にさらに伝えられるとき、事実がこれらの機関又は人の任務の遂行に必要な限り、第1文の意味における無権限の公表又は利用は問題とならない。

1. 刑事訴追機関又は刑事事件及び過料事件に関する管轄裁判所、
2. 法律上、又は競争制限の監督、有価証券の取得のための申入れの監視、取引所又はその他の有価証券市場若しくはデリバティブ市場の監視、有価証券取引又はデリバティブ取引の監視に関する公的な委託において、信用機関、金融サービス機関、投資会社、金融企業又は保険企業によって委任された機関及びこれらの機関によって委託された者。

第3文で掲げた機関において従事するか又は当該機関により委託された者には、第1文から第3文までの規定に基づく守秘義務が準用される。この機関及び当該機関により委託された者が第1文から第3文の規定に相応する守秘義務に服するときのみ、事實は、外国の機関にさらに伝達することができる。

- (2) 公課法第93条、第97条、第105条第1項、第111条第5項、第105条第1項及び第116条第1項は、第1項第1文及び第2文で掲げた者には、これらの者が本法の実施のために活動する限りにおいては、適用しない。これらの規定は、金融当局が、その追及に強行的な公的利益がある租税犯罪行為を理由とする手続及びこれに関連する課税手続を行うために知ることが必要であり、且つ第1項第1文又は第2文に掲げられた者に第1項第3文第2号の意味における外国の機関により又は当該機関が委託した者により通知された事実に関わらない限りにおいて、適用する。
- (3) 公開買付審議会の委員及び不服審査委員会の名誉職委員は、1974年8

## ドイツの株式等の公開買付けに関する規定

月15日の法律第1条第4号(BGBl. IS. 1942)により改正された1974年3月2日の義務負担法(Verpflichtungsgesetz)(BGBl. IS. 469, 547)に基づいて連邦監督庁の規定が定めている自己の義務を誠実に遂行する義務を負う。

### 第3章 有価証券の取得のための申入

#### 第10条 買付申入決定の公表

(1) 買付者は、買付申入の表明の決定を遅滞なく第3項第1文に従って公表しなければならない。第1文に基づく義務は、第1文に基づく決定に買付者の総会の決議が必要であり、且つそのような決議がまだ行われていないときにも、存在する。連邦監督庁は、申立に基づいて、買付者がそれにより市場の歪曲が生ずる虞がないことを適当な予防措置により保証するときには、第2文と異なり、公表を総会の決議後に初めて行うことを買付者に承認することができる。

(2) 買付者は、第1項第1文に基づく決定を公表の前に、次に掲げる者に通知しなければならない。

1. 買付者、対象会社及び買付申入に直接に関わるその他の会社の有価証券の取引が許可されている取引所の業務執行者
2. 有価証券がデリバティブの対象である限り、有価証券取引法第2条第2項の意味におけるデリバティブが取引される取引所の業務執行者
3. 連邦監督庁。

業務執行者は、第1文に基づき通知された決定を、公表の前に、取引所価格の確定を延期又は中止するか決定目的のためにのみ利用することが許される。連邦監督庁は、それによって取引所価格の確定の延期又は中止に関する業務執行者の決定が害されない限り、外国に居所又は住所を有する買付者が、第1文に基づく通知を公表と同時に行うことを承認することができる。

(3) 第1項第1号に基づく決定の公表は、次に掲げるいずれかの方法により、



ドイツ語で行われなければならない。

1. インターネットでの公表

2. 信用機関、金融サービス機関、信用制度法第53条第1項に基づき活動している企業、国内に住所を有し、国内の取引所において取引に参加することが許可されているその他の企業及び保険企業の場合には、広く普及している電子的情報処理システムにより。

買付者は、その際には、第14条第3項第1文第1号に基づいてインターネットで公開買付文書の公表が行われるアドレスも表示しなければならない。他の方法による公表は第1文に基づく公表の前には行うことができない。

- (4) 買付者は、第3項第1文に基づく公表を遅滞なく第2項第1文第1号及び第2号で定められた取引所の業務執行者及び連邦監督庁に送付しなければならない。このことは、連邦監督庁が、第2項第3文に基づき、第2項第1文により通知を公表と同時にを行うことを承認した限り、適用されない。
- (5) 買付者は、対象会社の取締役会に遅滞なく第3項第1文の公表の後申入の表明の決定を書面をもって通知しなければならない。対象会社の取締役は、権限ある経営協議会又は、経営協議会が存在しない限り、直接に従業員に遅滞なく第1文に基づく通知を知らせる。買付者は、買付申入の表明の決定を権限ある経営協議会又は、経営協議会が存在しない限り、直接に従業員に第3項第1文に基づく公表の後、遅滞なく通知しなければならない。
- (6) 有価証券取引法第15条は買付申入の表明の決定には適用されない。

## 第11条 公開買付文書

- (1) 買付者は、買付申入に関する書類（公開買付文書）を作成し、公表しなければならない。公開買付文書は、買付申入に関する事実を知って決定することができるために必要な記載を含んでいなければならない。記載は正確且つ完全でなければならない。公開買付文書はドイツ語で、その理解及び評価を容易にする形式で作成されなければならない。公開買付文書は買

## ドイツの株式等の公開買付けに関する規定

付者が署名しなければならない。

(2) 公開買付文書は、買付申入の内容及び補充的記載を含まなければならない。買付申入の内容及び記載は、次の事項である。

1. 買付者の名前又は商号及び住所並びに会社の場合には買付者の法形態
2. 対象会社の商号、住所及び法形態
3. 買付申入の対象である有価証券
4. 対象会社の有価証券に対して提供される反対給付の種類及び額
- 4a. 権利の剥奪の代わりに提供される第 33 条 b 第 4 項に基づく補償額
5. 買付申入の効力が発生するための条件
6. 応諾期間の開始及び終期

補充的記載は、次の事項である。

1. 買付者が申入の完全な遂行のために必要な資金を自由にしていることを保証するのに必要な措置及び買付者の財産、金融及び収益状態に対して申入の成功により見込まれる効果についての記載
  2. 対象会社及び、買付申入に関する限り、買付者の将来の営業活動に関する買付者の意図についての記載。特に重要な企業の一部の住所及び所在場所、財産の利用、将来の債務、従業員及びその代表、業務執行機関の構成員、その限りで定められた措置を含む雇用条件の重要な変更
  3. 対象会社の取締役又は監査役に供与する又は約束する金銭給付又はその他の金銭価値ある利益についての記載
  4. 有価証券サービス企業の商号、住所及び法形態を記載した第 13 条第 1 項第 2 文に基づく証明
- (3) 公開買付文書は、公開買付文書の内容につき責任を引き受ける者の氏名及び住所、法人又は会社の場合には商号、住所及び法形態を記載しなければならない。公開買付文書は、知る限り記載は正確で且つ重要事情は省略していない旨のこれらの人又は会社の宣言を含まなければならない。
- (4) 連邦財務省は、連邦議会の同意を必要としない法令によって、次の事項をすることができる。

1. 公開買付文書の形式及びこれに含まれる記載事項に関する詳細な規定を發布すること、及び、
  2. 買付者、その協調者及び買付申入に関する適切な且つ完全な判断を買付申入の受領者に可能にするために必要である限り、更なる補充記載事項を定めること。
- (5) 連邦財務省は、第4項に基づき権限を法令によって連邦監督庁に委譲することができる。

#### **第11条 a 欧州パス (Europäischer Pass)**

欧州経済地域の他の国の権限ある監督官庁が承認した、当該有価証券は国内でも組織された市場における取引が許可されている第2条第3項第2号の意味における対象会社の有価証券の取得のための欧州買付申入に関する公開買付文書は、国内においては追加的承認手続きなしに承認される。

#### **第12条 公開買付文書に関する責任**

- (1) 買付申入の判断にとって公開買付文書の重要な記載事項が不正確又は不完全であるときには、買付申入に応募した又はその株式が第39条 a に基づいて譲渡された者は、次に掲げる者を連帯債務者として、買付申入の応募又は株式の譲渡に基づき発生した損害賠償を請求することができる。
  - 1 公開買付文書につき責任を引き受けた者
  - 2 公開買付文書を公表した者
- (2) 公開買付文書の買付申入の不正確又は不完全なことを知らず且つその不知が重過失によらないことを証明する者は、第1項に基づいて請求されない。
- (3) 第1項に基づく請求権は、以下の場合には存在しない。
  1. 買付申入の応募が公開買付文書に基づいて行われていない場合
  2. 買付申入に応募した者が、応募表示を表明する際に公開買付文書の不正確又は不完全性を知っていた場合、又は
  3. 買付申入の応募の前に、有価証券取引法第15条第3項に基づく公表又は比較可能な公示において、不正確又は不完全な記載の明らかな訂正

が国内で公表された場合。

- (4) 第1項に基づく請求権は、買付申入に応募した又は株式を買付者に 39条 a に基づいて譲渡した者が公開買付文書の記載の不正確又は不完全を知った時から1年で時効消滅する。但し公開買付文書の公表から遅くとも3年で消滅する。
- (5) 第1項に基づく請求権をあらかじめ軽減又は免除する合意は、無効である。
- (6) 民法の規定により契約又は故意の不法行為に基づく請求権の行使は妨げられない。

### 第13条 買付申入の資金調達

- (1) 買付者は、公開買付文書の公表の前に、申入の完全な遂行に必要な資金が反対給付に対する請求権の満期の時点で自由になることを保証するために必要な措置を講じなければならない。買付申入が反対給付として金銭給付の支払いを規定している場合には、買付者から独立した有価証券サービス企業は、書面により、金銭給付に対する請求権の満期の時点で申入の完全な遂行に必要な資金が自由になることを保証するために、買付者が必要な措置を講じたことを証明しなければならない。
- (2) 買付者が第1項第2文により必要な措置を講ぜず、そのため反対給付に対する請求権の満期の時点で必要な資金が買付者の自由にならないときには、買付申入に応募した者は、書面による証明をした有価証券サービス企業に対し、不完全履行から自己に発生した損害の賠償を請求することができる。
- (3) 第12条第2項から第6項までの規定は準用する。

### 第14条 公開買付文書の送付及び公表

- (1) 買付者は、公開買付文書の表明決定の公表後4週間以内に、公開買付文書を連邦監督庁に送付しなければならない。連邦監督庁は買付者に公開買付文書の受取日を証明する。連邦監督庁は、国境を越えた買付申入又は必要な資本措置のため、第1文による期間の遵守が買付者に可能でないときには、第1文に基づく期間を申出により4週間まで延長することができる。

(2) 公開買付文書は、連邦監督庁が公表を許可したとき又は、連邦監督庁が買付申入を拒否するなく、公開買付文書の受領から10営業日が経過したときには、第3項第1文に従って遅滞なく公表しなければならない。第1文に基づく公表の前には、公開買付文書を発表することができない。連邦監督庁は、公開買付文書が完全でないか又は本法若しくは本法に基づいて発布された法令に相応しないときには、買付申入の拒否の前に、第1文に基づく期間を5営業日まで延期することができる。

(3) 公開買付文書は、次に掲げる方法により公表されなければならない。

1. インターネットでの公表により及び
2. 電子連邦官報における公告又は国内の適当な場所に無費用で出版物を用意することによって；後者の場合には、公開買付文書が用意される場所及び公開買付文書の公表が第1号に基づくインターネットで行われるアドレスが電子連邦官報において公示されなければならない。

買付者は、第2文に基づく通知を応諾期間の終了を記載して遅滞なく電子連邦官報において公表しなければならない。買付者は連邦監督庁に遅滞なく公表を報告しなければならない。

(4) 買付者は公開買付文書を対象会社の取締役<sup>1</sup>に第3項第1文に基づく公表の後遅滞なく送付しなければならない。対象会社の取締役は公開買付文書を遅滞なく権限ある経営協議会又は、経営協議会がない限り、直接に従業員に送付しなければならない。買付者は公開買付文書を同じく権限ある経営協議会又は、経営協議会がない限り直接に従業員に、第3項第1文に従った公告の後遅滞なく送付しなければならない。

## 第15条 申入の禁止

(1) 連邦監督庁は、以下のとき、申入を禁止する。

1. 公開買付文書が、第11条第2項又は第11条第4項に基づいて発布された法令により必要な記載を含んでいないとき、
2. 公開買付文書に含まれた記載が明らかに本法又は本法に基づいて発布された法令に違反するとき、

## ドイツの株式等の公開買付けに関する規定

3. 買付者が第 14 条第 1 項第 1 文に違反して連邦監督庁に公開買付文書を送付していないとき、又は
  4. 買付者が第 14 条第 2 項第 1 文に反して公開買付文書を公表しないとき。
- (2) 連邦監督庁は、買付者が第 14 条第 3 項第 1 文で規定された形式で公表しないときには、買付申入を禁止することができる。
- (3) 買付申入が第 1 項又は第 2 項に基づいて禁止されたときには、公開買付文書の公表は禁止される。第 1 項又は第 2 項によって禁止された買付申入に基づく法律行為は、無効である。

### 第 16 条 応募期間；株主総会の招集

- (1) 申入応募期間（応募期間）は、4 週間を下ることも、第 21 条第 5 項及び第 22 条第 2 項の規定にかかわらず、10 週間を超えることもできない。応募期間は、第 14 条第 3 項第 1 文に基づく公開買付文書の公表と同時に始まる。
- (2) 買付申入の場合、買付申入に応募しなかった対象会社の株主は、第 23 条第 1 項第 1 文第 2 号で掲げた公表後 2 週間以内（更なる応募期間）に買付申入に応募することができる。買付者が買付申入は株式の最小割合の取得を条件とするとし且つ当該最小割合が応募期間の満了後達成されなかったときには、第 1 文は適用しない。
- (3) 買付申入の関係で公開買付文書の公表後、対象会社の株主総会が招集されるときには、応募期間は、第 21 条第 5 項及び第 22 条第 2 項の規定とは関係なく、公開買付文書の公表から 10 週間である。対象会社の取締役は、対象会社の株主総会の招集を遅滞なく買付者及び連邦監督庁に通知しなければならない。買付者は、第 2 文に基づく通知を応募期間が経過したことを表明して、遅滞なく電子連邦官報で公告しなければならない。買付者は、連邦監督庁に遅滞なく公表を送付しなければならない。
- (4) 第 3 項に基づく株主総会は、遅くとも会日の 2 週間前までに招集されなければならない。株式法第 121 条第 5 項及び定款の規定と異なり、会社は、

総会場所を自由に選択できる。株式会社第123条第1項の1月の期間が短縮されるときには、届出期間及び供託期間並びに株式会社第125条第1項第1文に基づく期間は4日である。会社は、法律及び定款に基づいて可能である限り、議決権の代理の付与を株主に軽減しなければならない。株主に対する通知、株式会社第186条第4項第2文に基づく報告書及び期間内に提出された株主提案は、全ての株主に公開され且つ要約して公表されなければならない。通知及び反対提案の送付は、株主に適時に到着しないことを取締役が確信し、監査役会がそれに同意するときには、行わないことができる。この場合には無記名株式にも株式会社第128条第2項第2文が、投票提案に適用される。

#### 第17条 買付申入の表明に対する公の勧誘の禁止

有価証券所有者による買付申入の表明を目指す買付者が対象会社の有価証券を取得するよう公に勧誘することは、許されない。

#### 第18条 条件；解除及び撤回の留保の禁止

- (1) 買付申入は、第25条を条件として、買付者、その協調者若しくはその子企業又は買付申入の関係でこれらの者又は企業のために活動する助言者だけが自ら成就させることができる条件にかからしめることはできない。
- (2) 撤回又は解除の留保付きで表明される買付申入は、許されない。

#### 第19条 一部申込の場合における割当て

有価証券の一定割合又は一定数の取得のみを目指す買付申入の場合には、買付者が取得できる割合又は数が、買付者が取得義務を負った有価証券の割合又は数より多いときには、応募表示は、原則として按分して考慮されなければならない。

#### 第20条 取引の存続

- (1) 連邦監督庁は、買付者の書面による申立に基づいて、対象会社の有価証券が、第11条第4項第2号に基づく補充記載事項、第23条に基づく公表義務、第29条第2項に基づく議決権割合の計算、第31条第1項、第3項及び第4項に基づく反対給付及び第31条第5項に基づく金銭給付の決定

## ドイツの株式等の公開買付けに関する規定

の際に考慮されないことを許可する。

- (2) 第1項に基づく免除申立は、買付者、その協調者又はその子企業が次のときには、提出されることができる。
1. 取得価格と売却価格の間の既存の又は見込まれる差額を短期に利用するために、当該有価証券を保持するか又は保持することを意図するとき、及び
  2. 議決権のある株式に関する限り、有価証券の取得により会社の業務執行に対し影響を及ぼすことを意図していないことを証明するとき。
- (3) 第1項による免除により考慮されない株式に基づく議決権は、それを考慮するとしたなら申入を買付申入として表明しなければならないとき又は第35条第1項第1文及び第2項第1文に基づく義務が存在するときには、行使することができない。
- (4) 買付者が、第1項に基づく免除を与えられた有価証券を第1項第1号で掲げた目的のためにもはや保持しないか又は会社の業務執行に対して影響を及ぼす意図であるときには、連邦監督庁に遅滞なく通知しなければならない。連邦監督庁は、第1文に基づく義務が履行されないときには、第1項に基づく免除を、行政手続法の規定により取り消すことができる。

### 第21条 申入の変更

- (1) 買付者は、応募期間が経過する1営業日前までに、次の行為をすることができる。
1. 反対給付を増額すること、
  2. 選択的に他の反対給付を提供すること、
  3. 買付者が申入の効力の発生を関わらせている有価証券の最小割合、最小数又は議決権の最小割合を下げることに、又は
  4. 条件を破棄すること
- 第1文に基づく期間を遵守して、第2項に基づく変更の公表が行われなければならない。
- (2) 買付者は、買付申入の変更を第4項に基づく撤回権を明示して遅滞なく



- 第14条第3項第1文により公表しなければならない。第14条第2項及び第4項は準用する。
- (3) 第11条第1項第2文から第5文まで、第3項、第12条、第13条及び第15条第1項第2号は準用する。
- (4) 申入の変更の場合には、第2項に基づく変更の公表の前に申入に応募した対象会社の有価証券の所有者は、応募期間が終了するまでは契約を撤回することができる。
- (5) 申入の変更の場合には、申入期間の終了前の直近2週間以内に変更の公表が行われる限り、応募期間は2週間延期される。このことは、変更された申入が法令に違反する場合にも同様である。
- (6) 第5項で掲げた2週間以内に申入の新たな変更をすることは、許されない。

## 第22条 競争的申入

- (1) 競争的申入とは、申入の応募期間中に第三者が表明する申入である。
- (2) 競争申入の場合に、申入のための応募期間が競争的申入のための応募期間の終了前に終了するときには、応募期間の終了は、競争的申入のための応募期間の終了後に確定する。競争的申入が変更されるか、禁止されるか又は法令に違反する場合にも同様である。
- (3) 申入に応募した対象会社の有価証券の所有者は、競争申入の公開買付文書の公表の前に契約の締結が行われた限り、応募期間が終了するまでは契約を撤回することができる。

## 第23条 申入の表明後の買付者の公表義務

- (1) 買付者は、自己、その協調者及びその子企業に帰属する対象会社の全有価証券数とその割合高、及び自己に帰属し、第30条に基づき換算されるべき議決権割合並びに自己に表示された応募の意思表示から生ずる、申入の対象である有価証券数、有価証券割合及び議決権割合高を、以下の場合に、第14条第3項第1文によって公表し、かつ連邦監督庁に通知しなければならない。

## ドイツの株式等の公開買付けに関する規定

1. 公開買付文書の公表後に毎週及び応募期間の終了前の最後の週には毎日、
2. 応募期間の終了後遅滞なく、
3. 延長された応募期間の終了後遅滞なく、及び
4. 第 39 条 a 第 1 項及び第 2 項に基づく縮出しのために必要な資本参加額の達成後遅滞なく。

第 14 条第 3 項第 2 文及び第 31 条第 6 項は準用される。

- (2) 買付者が対象会社に対する支配を獲得した買付申入の場合及び義務的申入の場合に、買付者、その協調者又はその子企業が公開買付文書の公表後且つ第 1 項第 2 号による公表後 1 年が経過する前に、申入手続によらずに対象会社の株式を取得するときには、買付者は、各割合に提供した反対給付の種類及びその額を表明して、取得した株式高及び議決権割合を遅滞なく第 14 条第 3 項第 1 文により公表し且つ連邦監督庁に通知しなければならない。第 31 条第 6 項は準用する。

### 第 24 条 国境を越えた申入

買付者は、国境を越える申入の場合に、同時に欧州経済地域外の他の国の規定を遵守しなければならない。従って買付者に有価証券の全所有者に対する申入が期待できないときには、連邦監督庁は、申立に基づいて、その国に居所、住所又は普通の滞在地を有する有価証券の一定の所有者に申入をしないことを買付者に許可することができる。

### 第 25 条 買付者の総会の決議

買付者は、申入を総会の決議を条件として表明したときには、買付者は、決議を遅滞なく、遅くとも応募期間の終了前 5 営業日以内に行わなければならない。

### 第 26 条 禁止期間

- (1) 申入が第 15 条第 1 項又は第 2 項に基づいて禁止されているときには、買付者の新たな申入は 1 年を経過しなければ許されない。買付者が申入の効力は有価証券の最小割合の取得を条件とするとし且つ当該最小割合が応

募期間の終了後達成されないときにも同様である。買付者が第35条第1項第1文に基づく公表及び第35条第2項第1文に基づく申入の表明義務を負っているときには、第1文及び第2文は適用しない。

- (2) 連邦監督庁は、対象会社が免除に同意するときには、書面による申立に基づいて第1項第1文及び第2文の禁止を買付者に免除することができる。

## 第27条 対象会社の取締役及び監査役会の意見表明

- (1) 対象会社の取締役及び監査役会は、申入及びあらゆるその変更に対し理由を付した意見表明をしなければならない。意見表明は特に以下の事項を扱わなければならない。

1. 提供される反対給付の種類及び額
2. 対象会社、従業員及びその代表、雇用条件及び対象会社の所在地に対して申入が成功した場合に見込まれる効果
3. 買付者が申入により追求する目標
4. 取締役及び監査役が対象会社の有価証券の所有者である限り、これらの者の申入を応諾する意図。

- (2) 権限ある経営協議会又はそれがなくときには直接対象会社の従業員が、取締役に申入に対する意見表明書を送付するときには、取締役は、第3項第1文に基づく義務にかかわらず、それを自己の意見表明に添付しなければならない。

- (3) 対象会社の取締役及び監査役会は、公開買付文書及び買付者によるその変更の送付後遅滞なく、第14条第3項第1文によって意見を公表しなければならない。それらは、自己の意見表明書を同時に権限ある経営協議会又は、それが存在しない限り、直接に従業員に送付しなければならない。対象会社の取締役及び監査役会は、連邦監督庁に遅滞なく第14条第3項第1文第2号による公表を通知しなければならない。

## 第28条 広告

- (1) 連邦監督庁は、有価証券の取得に関する申入と関連する広告の際の不正を予防するために、一定の種類 of 広告を禁止することができる。

- (2) 第1項に基づく一般的措置の前に、公開買付審議会は聴取されなければならない。

## 第4章 買付申入

### 第29条 概念規定

- (1) 買付申入は、支配の取得に向けられた申入である。
- (2) 支配は、対象会社に対する議決権の少なくとも30パーセントの保有である。

### 第30条 議決権の加算

- (1) 対象会社の次の株式に基づく議決権は、買付者の議決権と同視する。
1. 買付者の子企業、買付者を支配している者または買付者を支配している者のその他の子企業に属している株式、
  2. 第三者に属し、かつ第三者によって買付者の計算で保有されている株式、
  3. 買付者が第三者に担保として譲渡した株式。但し第三者が当該株式に基づく議決権の行使権限があり且つ買付者の指図とは無関係に議決権を行使する意図を表明している場合を除く。
  4. 買付者のために用益権が設定されている株式、
  5. 買付者が意思表示により取得することができる株式、
  6. 買付者がこの株式から生ずる議決権を自己の裁量によって行使することができる限り、株主の特別な指示が存在しないときには、買付者に委託されている株式

第1文第2号から第6号までの規定に基づく加算には、買付者の子企業は買付者と同視する。子企業の議決権は完全な範囲で買付者に加算される。

- (2) 買付者又はその子企業が対象会社との関係で合意に基づいて又はその他の方法で第三者の行為を決定する、対象会社の株式に基づく第三者の議決権も完全な範囲で買付者に加算される；個々の場合における議決権行使に関する合意を除く。第1項は第三者の議決権割合の計算に準用する。

### 第31条 反対給付

- (1) 買付者は、対象会社の株主に相当の反対給付を提供しなければならない。相当の反対給付の決定の際には、原則として、対象会社の株式の平均的相場及び買付者、その協調者又はその子企業による対象会社の株式の取得を考慮に入れなければならない。
- (2) 反対給付は、ユーロによる金銭給付又は組織された市場での取引が許可されている譲渡可能な株式でなければならない。議決権ある株式の所有者に反対給付として株式が提供されるときには、当該株式と同じく議決権を付与しなければならない。
- (3) 買付者は、買付者、その協調者またはその子企業が第10条第3項第1文による公表の6ヶ月前から応募期間の終了までの間に、金銭給付を支払って総計で対象会社の株式又は議決権の少なくとも5パーセントを取得したときには、対象会社の株主にユーロで金銭給付を提供しなければならない。
- (4) 買付者、その協調者またはその子企業が、公開買付文書の公表後第23条第1項第2号による公表の前に対象会社の株式を取得し、且つこれに対して申入に掲げられた反対給付より高い反対給付が提供されるか又は合意されるときには、申入応諾者に支払う義務がある反対給付は、その差額だけ増額する。
- (5) 買付者、その協調者又はその子企業が第23条第1項第1文第2号による公表後1年以内取引所外で対象会社の株式を取得し、且つこれに対し申入に掲げた反対給付より高い反対給付が提供される又は合意されるときには、買付者は、申入に応募した株式の所有者に、差額の反対給付をユーロで支払う義務がある。第1文は、対象会社の株主に対する代償付与の法律上の義務と関連する株式の取得及び合併、分割又は財産譲渡による対象会社の財産又は財産の一部の取得には適用しない。
- (6) 第3項から第5項までの意味における取得と同視されるのは、株式の譲渡を要求することができる合意である。対象会社の資本増加に基づく法律上の新株引受権の行使は、取得とみなされない。

## ドイツの株式等の公開買付けに関する規定

- (7) 連邦財務省は、連邦議会の同意を必要としない法令によって、第1項に基づく反対給付の相当性、特に対象会社の株式の平均的相場及び買付者、その協調者又はその子企業による対象会社の株式の取得、その際に決定的な期間並びに第1項第2文で掲げられた原則の例外及び第4項及び第5項に基づく差額の算出に関する詳細な規定を発布することができる。連邦財務省は権限を法令によって連邦監督庁に委譲することができる。

### 第32条 一部申入の禁止

対象会社の株式の一部にのみ関係する買付申入は、第24条にかかわらず許されない。

### 第33条 対象会社の取締役の行為

- (1) 申入の表明の決定の公表後第23条第1項第1文第2号に基づく結果の公表までの間、対象会社の取締役は、申入の結果を阻止できる行為を行うことはできない。これは、買付申入が行われていない会社の通常の且つ誠実な業務執行者も行ったであろう行為、競争的申入を探す行為及び対象会社の監査役会が同意した行為には適用しない。
- (2) 株主総会が取締役に第1項第1文に掲げた時間の前に、買付申入の成功を阻止するために、株主総会の権限に属する行為を行う権限を与えるときには、当該行為の方法は、授権において決められなければならない。授権は最高18ヶ月間付与することができる。株主総会の決議は、決議の際に代表される基本資本の少なくとも4分の3を含む多数を必要とする。定款は、より大きな資本多数及び別の要件を定めることができる。第1文による授権に基づく取締役の行為は、監査役会の同意が必要である。
- (3) 削除（注：規定は第33条dに移行）

### 第33条 a 欧州の阻止行為の禁止

- (1) 対象会社の定款は、第33条が適用されないことを定めることができる。この場合には第2項の規定を適用する。
- (2) 申入の表明の決定の公表後、第23条第1項第1文第2号に基づく結果の公表までの間、対象会社の取締役及び監査役会は、申入の結果を阻止す

ることができる行為を行うことができない。これは、次の行為には適用しない。

1. 株主総会が、申入の表明の決定の公表後に、取締役又は監査役会に授権した行為
  2. 通常の営業の範囲内の行為
  3. 申入の表明の決定の公表前に行われ、且つ一部実施された決定の実施に役立つ限り、通常の営業外の行為、及び、
  4. 競合する申入を採す行為
- (3) 対象会社の取締役は、連邦監督庁及び会社の有価証券の組織された市場での取引を許可している欧州経済地域の国の監査官庁に、遅滞なく、対象会社は第1項第1文に基づく定款規定を決議したことを報告しなければならない。

### **第33条 b 欧州の透視規定**

- (1) 対象会社の定款は、第2項を適用することを定めることができる。
- (2) 第14条第3項第1文に基づく公開買付文書の公表後は、次の規定が適用される。
  1. 買付申入の応募期間の間は、定款で定めた、対象会社と株主の間では株主間で合意された株式の譲渡制限は、買付者に対しては適用されない。
  2. 買付申入の応募期間の間は、防衛措置を決議する株主総会において議決権拘束契約は効力がなく且つ複数議決権株式はただ1票の権利を与える。
  3. 定款を変更する又は会社の指揮機関の地位につく者を決定するために、買付者の請求で招集される最初の株主総会において、買付者が、申入後、対象会社の議決権の75パーセントを自由にする限り、議決権拘束契約及び派遣権は効力がなく且つ複数議決権株式はただ1票の権利を与える。第1文は、議決権のない優先株式及び2004年4月22日以前に対象会社と株主との間又は株主間で合意された譲渡制限及び議決権拘束には適用

されない。

- (3) 対象会社の取締役は、連邦監督庁及び会社の有価証券の組織された市場での取引を許可している欧州経済地域の国の監督官庁に、遅滞なく、対象会社が第1項に基づく定款規定を決議したことを通知しなければならない。
- (4) 第16条第4項は、第2項第1文第3号の意味における株主総会の招集及び実施に、準用する。
- (5) 権利が第1項に基づいて剥奪されるときには、当該権利が第10条第1項第1文に基づく申入の表明の決定の公表前に基礎付けられ、且つ対象会社に知られている限り、買付者は金銭で相当の損害賠償の義務を負う。第1文に基づく損害賠償請求権は、権利の剥奪から2週間の終了までの間のみ主張できる。

### **第33条 c 相互性の留保**

- (1) 定款が第33条の適用可能性を排除している対象会社の株主総会は、買付者又は買付者を支配する企業が第33条 a 第2項に相応する規制に服しないときには、第33条が適用されることを決議することができる。
- (2) 定款が第33条 b 第1項に基づく規定を含んでいる対象会社の株主総会は、買付者又は買付者を支配する企業が当該規定に相応する規制に服しないときには、当該規定は適用されないことを決議することができる。
- (3) 第1項及び第2項による相互性の留保は、1つの決議で行うことができる。株主総会の決議は最高18月につき有効である。対象会社の取締役は、連邦監督庁及び会社の議決権がある株式の組織された市場での取引を許可している欧州経済地域の国の監督官庁に、遅滞なく、授權を通知しなければならない。授權は対象会社のインターネットのサイトで遅滞なく公表されなければならない。

### **第33条 d 不当な給付の供与の禁止**

買付者及びその協調者には、対象会社の取締役又は監査役に申入との関連で不当な金銭給付又はその他の不当な金銭価値のある利益を供与する又は約束することは、禁止される。



## 第34条 第3章の規定の適用

買付申入には、現行規定から別段のことが生じない限り、第3章の規定が適用される。

## 第5章 義務的申入

### 第35条 申入の公表及び表明義務

- (1) 直接又は間接に対象会社に対する支配を獲得する者は、その旨を議決権割合を表明して、遅滞なく、遅くとも7暦日以内に第10条第3項第1文及び第2文により公表しなければならない。この期間は、買付者が対象会社に対する支配を獲得したことを知ったか又は状況から知らなければならなかった時点から進行する。公表では、第30条に基づいて加算されるべき議決権は、各加算法律要件ごとに分けて記載されなければならない。第10条第2項、第3項第3文及び第4項から第6項までの規定は準用する。
- (2) 買付者は、対象会社に対する支配の獲得の公表後4週間以内に、連邦監督庁に公開買付文書を送付し且つ第14条第2項第1文に基づき申入を公表しなければならない。第14条第2項第2文、第3項及び第4項は準用する。対象会社の自己株式、対象会社の従属企業又は過半数所有されている企業に属する対象会社の株式及び第三者に属するが、対象会社、従属企業又は過半数所有されている企業の計算で保有されている対象会社の株式は、第1文に基づく義務を免除される。
- (3) 買付申入に基づいて対象会社に対する支配が取得されるときには、第1項第1文及び第2項第1文に基づく義務はない。

### 第36条 議決権の不算入

連邦監督庁は、書面による申立に基づいて、株式が次のいずれかの方法によって取得されたときには、対象会社の株式に基づく議決権は、議決権割合の計算の際に算入されないことを許可する。

1. 相続、遺産分割又は夫婦、共同生活者もしくは直系3親等までの親族間の無償の出捐又は離婚もしくは共同生活関係の解消に基づく財産分割

2. 組織変更
3. コンツェルン内の組織再編。

### 第 37 条 申入の公表及び表明義務の免除

- (1) 連邦監督庁は、取得方法、支配の獲得によって意図した目標設定、支配の獲得後に生ずる支配基準値以下への低下、対象会社に対する参加割合又は支配の行使の事実上の可能性に関して、申立人及び対象会社の株式の所有者の利益を考慮して正当と思われる限り、書面による申立に基づき、買付者に対して第 35 条第 1 項第 1 文及び第 2 項第 1 文に基づく義務を免除することができる。
- (2) 連邦財務省は、連邦議会の同意を必要としない法令によって、第 35 条第 1 項第 1 文、第 2 項第 1 文に基づく義務の免除に関する詳細な規定を發布することができる。連邦財務省は権限を法令によって連邦監督庁に委譲することができる。

### 第 38 条 利息請求権

買付者は、次のいずれかのときには、対象会社の株主に、違反の期間中、民法 247 条に基づく基本利率に加えて年 5 パーセントの額の反対給付の利子の支払い義務を負う。

1. 買付者が第 35 条第 1 項第 1 文に反して、第 10 条第 3 項第 1 文に基づく公表を行わないとき、
2. 買付者が第 35 条第 2 項第 1 文に反して、第 14 条第 3 項第 1 文に基づく申入を表明しないとき、又は、
3. 買付者に第 35 条第 2 項第 1 文の意味における申入が第 15 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に基づいて禁止されているとき。

### 第 39 条 第 3 章及び第 4 章の規定の適用

第 35 条第 2 項第 1 文に基づく申入には、第 10 条第 1 項第 1 文、第 14 条第 1 項第 1 文、第 16 条第 2 項、第 18 条第 1 項、第 19 条、第 25 条、第 26 条及び第 34 条を除き、第 3 章及び第 4 章の規定は準用する。

## 第5章 a 締出し、株式買取請求権

### 第39条 a 他の株主の締出し

- (1) 買付申入又は義務的申入後に、議決権のある基本資本の少なくとも95%の額の対象会社の株式を所有する買付者に、その申立に基づいて、残りの議決権のある株式を、相当の代償の供与と引き換えに裁判所の決定により譲渡しなければならない。同時に対象会社の基本資本の95%の株式を買付者が所有しているときには、申立に基づいて議決権のない残りの優先株式も買付者に譲渡しなければならない。
- (2) 株式法第16条第2項及び第4項は、第1項に基づく必要な参加高の確定に準用する。
- (3) 代償の種類は、買付申入又は義務的申入の反対給付に相応ししなければならない。金銭給付は常に選択的に提供されなければならない。買付申入又は義務的申入の範囲内で付与される反対給付は、買付者が申立に基づいて申入に関係した基本資本の少なくとも90パーセントの株式を取得したときには、相当の代償とみなされなければならない。引受け割合は議決権のある株式と議決権のない株式に分けて算出されなければならない。
- (4) 第1項に基づく株式の譲渡の申立は、応募期間の終了後3ヶ月以内に提出されなければならない。買付者は、申立のより遅い実施の場合には、買付申入又は義務的申入が締出しのために少なくとも必要な対象会社の議決権のある基本資本割合又は総資本割合額の株式が買付者に属する範囲で応諾されているときには、申立をすることができる。
- (5) 申立をもっぱらフランクフルト・アン・マイン地方裁判所が裁判する。さらに、第66条第2項は準用する。
- (6) 株式法327条aから327条fまでの規定は、申立の提出後、締出し手続が確定的に終了するまでは適用しない。

### 第39条 b 締出し手続

- (1) 第39条aに基づく締出し手続には、第2項から第5項までの規定において別段のことが定められていない限り、非訟事件手続法が適用される。

- (2) 地方裁判所は第 39 条 a に基づく縮出し申立を会社公告紙で公告しなければならない。
- (3) 地方裁判所は、理由を付した決定によって裁判する。決定は、早くても電子連邦官報における申立の公告から 1 ヶ月が経過し且つ対象会社の議決権のある基本資本又は総基本資本に対する縮出しのために少なくとも必要な割合の株式が買付者に属することを買付者が確認したときに初めて生ずる。地方裁判所の決定に対しては即時抗告が認められる。即時抗告は延期する効力を有する。フランクフルト・アン・マイン上級地方裁判所が即時抗告を決定する。さらなる抗告は許されない。
- (4) 地方裁判所は、決定を、申立人及び対象会社並びに、決定手続において聴取された限りにおいて、会社の残りの株主に送達しなければならない。地方裁判所はさらに決定を理由を付さずに会社公告紙において公告しなければならない。抗告は申立人及び対象会社の残りの株主の権限である。抗告期間は、電子連邦官報における公告と同時に進行するが、申立人及び決定が送達された残りの株主に対しては、決定の送達前には進行しない。
- (5) 決定は既判力をもって初めて効力を生ずる。決定は全ての株主に効力を有する。既判力ある決定と同時に、残りの株主の全株式は、縮出し権限ある株主に移転する。当該株式に株券が発行されているときには、それは、交付までは、ただ相応の代償に対する請求権を表章する。対象会社の取締役は、既判力のある決定を遅滞なく商業登記所に提出しなければならない。
- (6) 手続の費用については、費用法を適用する。第 1 審手続には全手数料の 4 倍を徴収する。第 2 審には同一手数料を徴収する。抗告が成功するときでも同様である。申立又は抗告は、決定が事務所に送達される日の経過前に、取り下げられるときには、第 2 文に基づく手数料は半分に引き下げられる。縮出しが関係する全株式の価値に相応する額が、取引価値とみなされる。それは最低 20 万ユーロ、最高 750 万ユーロである。価額の決定のための基準時は、申立の時である。裁判費用の債務者は申立人のみである。裁判所は、事件の合目的解決のために必要であった申立の相手方の費用の

全部又は一部を、それが公平と一致するときには、申立人が支払うよう命じる。

### 第39条c 株式買取請求権

買付申入又は義務的申入後、買付申入に応募しなかった対象会社の株主は、応募期間終了後3ヶ月以内に、買付者が第39条aに基づく申立をする権限がある限り、申入に応募することができる。買付者が第23条第1項第1文第4号又は第2文に基づく義務を履行しないときには、第1文で掲げた3ヶ月の期間は義務の履行の時に初めて進行を始める。

## 第6章 手続

### 第40条 連邦監督庁の調査権限

- (1) 連邦監督庁は、本法の命令又は禁止の遵守の監督のための手がかりをうるために必要である限り、すべての人に説明、証拠の提示及びコピーの引渡しを要求し、人を召喚し且つ尋問することができる。連邦監督庁は、特に金融商品における現在高の変化の報告及び人、特に委託者及び取引権限のある又は義務ある人の同一性に関する説明を要求することができる。法律上の解説請求権又は証言拒絶権及び法律上の守秘義務の適用を妨げない。
- (2) 普通の労働時間の中に、連邦監督庁の職員及びその者により委託された者は、本法に基づく任務を果たすために必要である限り、第1項に基づき説明義務を負う者の不動産及び営業所に立ち入ることが許される。当該時間外の立ち入り又は住居の中にある営業所の立ち入りは、同意がない場合には、公的安全及び秩序に対する差し迫った危険を防止するために必要で、且つ説明義務者に本法の禁止又は命令違反に対する根拠が存在する限りで許され、且つその限りで受忍されなければならない。基本法第13条の基本権はその限りで制限される。
- (3) 説明義務者は、質問に答えることが自己自身または民事訴訟法第383条第1項第1号から第3号までに掲げられ親族を刑事裁判上の訴追又は秩序違反法に基づく手続の危険に晒す問題には説明を拒否することができる。

義務者は、説明拒否権を教えられなければならない。

#### 第 41 条 異議申立手続

- (1) 抗告の申立の前に、連邦監督庁の措置の適法性及び合目的性が異議申立手続で審査されなければならない。救済決定又は異議に対する決定が抗告を含んでいるときには、このような審査は不必要である。本法に別段のことが定められていない限り、異議申立手続には行政裁判所法（Verwaltungsgerichtsordnung）第 68 条から第 73 条までの規定が適用される。
- (2) 連邦監督庁は、異議申立の受理から 2 週間の期間内に決定を行う。特別な事実上又は法律上の困難がある場合又は多数の異議申立手続が係属している場合には、連邦監督庁は、取り消すことができない決定によって期間を延長することができる。
- (3) 関係者は、手続の促進及び迅速な終結に沿うよう、事実の解明に協力しなければならない。関係者のために、その期間が過ぎたならさらなる申入が受理されない期間を設定できる。
- (4) 不服審査委員会は、口頭審理をしない手続を単独決定のための取り消すことができない決定により委員長に移譲することができる。この移譲は、事件が事実上及び法律上の観点において著しい困難を示しておらず、且つ決定が基本的重要性をもたない場合に限り許される。

#### 第 42 条 即時の実行可能性

第 4 条第 1 項第 3 文、第 15 条第 1 項又は第 2 項、第 28 条第 1 項又は第 40 条第 1 項及び第 2 項に基づく連邦監督庁の措置に対する異議申立は、延期させる効力を有しない。

#### 第 43 条 公表及び送達

- (1) 本法の効力範囲外に居所を有する者又は住所を有する企業に対して下される処分を連邦監督庁は代理人として指名された者に知らせる。代理人が指名されていないときには、公表は電子連邦官報における公告によって行われる。
- (2) 処分を送達しなければならないときには、本法の効力範囲外に居所を有

する者又は住所を有する企業における送達は、代理人として指定された者に行われる。代理人が指名されていないときには、送達は電子連邦官報における公告によって行われる。

#### 第44条 連邦監督庁の公表権

連邦監督庁は、第4条第1項第3文、第10条第2項第3文、第15条第1項及び第2項、第20条第1項、第28条第1項、第36条又は第37条第1項及び第2項に基づく法令による処分を、処分の名宛人の費用で電子連邦官報において公表することができる。

#### 第45条 連邦監督庁に対する通知

連邦監督庁に対する申立及び通知は、書面による形式で行われなければならない。発信者が疑いなく認識できる限り、電子データ送信の方法による送付は、許される。

#### 第46条 強制手段

連邦監督庁は、本法に基づいて下される処分を、行政強制執行法（Verwaltungs-Vollstreckungsgesetz）の規定に基づく強制処分により実施することができる。連邦監督庁は、公法人に対しても強制手段を適用することができる。行政強制執行法第13条及び第14条に基づく強制手段の予告及び確定に対する異議申立及び抗告は、延期される効力を有しない。強制金額は、行政強制執行法第11条と異なり、50万ユーロ以下とする。

#### 第47条 費用

連邦監督庁は、第10条第2項第3文、第14条及び第15条第1項又は第2項、第20条、第24条、第28条第1項、第36条、第37条第1項及び第2項に基づく法令又は第6条、第41条に基づく職務上の行使に対して費用（手数料及び立替金）を徴収する。連邦財務省は、個々の場合の費用要件及び費用高を連邦議会の同意を必要としない法令によって決める。連邦財務省は、権限を法令により連邦監督庁に委譲することができる。

## 第7章 法的手段

### 第48条 許可、権限

- (1) 連邦監督庁の処分に対しては抗告をすることができる。抗告は新事実及び証拠に基づくことができる。
- (2) 連邦監督庁の手續関係者は、抗告する権利を有する。
- (3) 抗告は、申立人がその実施につき権利を有していると主張する、連邦監督庁が提案した処分の差止めに対しても許される。連邦監督庁が相当の期間内に十分な理由なしに処分の実施の申立を命じなかったときにも、差止めとみなされる。その場合には、差止めは拒否と同視される。
- (4) 抗告については、フランクフルト・アン・マインの連邦監督庁の所在地に権限を有する上級地方裁判所が専属的に決定する。

### 第49条 延期する効力

抗告は、取り消された処分により、第10条第1項第3文又は第37条第1項、第2項に基づく法令による免除又は第36条に基づく議決権割合の不算入が撤回される限り、延期する効力を有する。

### 第50条 即時の実施命令

- (1) 連邦監督庁は、第49条の場合において、公益又は関係者の圧倒的利益が要求するときには、処分の即時の実施を命ずることができる。
- (2) 第1項に基づく命令は、抗告の提出前に既に行うことができる。
- (3) 以下のときには、申立により抗告裁判所は、異議申立又は抗告の延期する効力を全部又一部命ずるか、又は回復することができる。
  1. 第1項に基づく命令のための要件が存在しなかったか又は存在しないとき、
  2. 取り消された処分の適法性に対し重大な疑いがあるとき、又は、
  3. 実施が関係者にとって不当な、圧倒的公益が要求しない過酷な結果になるとき。
- (4) 第3項に基づく申立は抗告の提出の前に既に許される。申立を根拠づける事実は、申立人が疎明しなければならない。処分が決定のとき既に実施



されているときには、裁判所は、実施の破棄を命ずることができる。延期する効力の命令は、担保の給付又はその他の負担に基づかせることができる。命令は期限を付けることもできる。

- (5) 第3項に基づく申立に関する決定は、何時でも変更するか又は取り消すことができる。決定が申立に一致する限り、決定は取り消すことができない。

#### 第51条 期間及び形式

- (1) 抗告は、1ヶ月の除斥期間内に抗告裁判所に書面をもって提出しなければならない。期間は、連邦監督庁の異議抗告の公示又は送達と同時に進行する。
- (2) 申立に対して処分が下されないときには、抗告は期間に拘束されない。
- (3) 抗告は理由を付記しなければならない。抗告理由の申立期間は1ヶ月である。期間は、抗告の申立と同時に進行し、且つ抗告裁判所長の申立に基づいて延長することができる。
- (4) 抗告理由書は次の事項を含まなければならない。
1. 処分を取り消す及び処分の変更又は破棄を提案する表示
  2. 抗告を理由づける事実及び証拠の記載

#### 第52条 抗告手続関係者

抗告裁判所の手続には、抗告人及び連邦監督庁が参加する。

#### 第53条 弁護士強制

抗告裁判所の前では、関係者は、代理人としてドイツの裁判所で許可された弁護士又は裁判官の資格を有する大学大綱法 (Hochschulrahmengesetz) の意味におけるドイツの大学の法学教官により代理されなければならない。連邦監督庁は、裁判官の資格を有する終身の公務員によって代理されることができる。

#### 第54条 口頭審理

- (1) 抗告裁判所は、口頭審理に基づいて抗告を決定する。関係者の同意により口頭審理なしに決定できる。
- (2) 関係者が審理期日に適時の通知にもかかわらず出頭しないか又は適法に

代理されないときも、事件において審理及び決定する。

#### 第 55 条 調査原則

- (1) 抗告裁判所は、職権で事実を調査する。
- (2) 裁判所は、形式の不備が補われ、不明確な申立が明らかにされ、事実に関立つ申立がなされ、さらに事実の確定及び判断のために重要なあらゆる説明がなされるよう務めなければならない。
- (3) 抗告裁判所は、関係者に、決定した期間内に説明を必要とする点について述べ、証拠を示し、所有する証書およびその他の証拠を提出するよう命じることができる。期間に遅れる場合には事件の状況に基づき提出されない証拠手段を考慮することなく決定することができる。

#### 第 56 条 抗告の決定；提出義務

- (1) 抗告裁判所は、自由な、手続の全結果から得られた確信に従った決定によって裁判する。決定は、関係者が述べることができた事実及び証拠にのみ基づくことができる。抗告裁判所は、召喚された参加人が関係者又は第三者の正当な利益に基づき書類の閲覧を許さず、且つこの理由から書類の内容も述べられなかった限りにおいて、これと異なることができる。これは、決定がこれらの者に対しても一体的にのみ下されることができるようになっている法律関係に関与している召喚された参加人には適用されない。
- (2) 抗告裁判所が連邦監督庁の処分は許されない又は根拠がないと思料するときは、抗告裁判所は処分を破棄する。処分が事前に撤回されるか又は他の仕方でも解決されたときには、抗告裁判所は、申立により、原告がこの確定について正当な利益を有する場合には、連邦監督庁の処分は許されなかったか又は根拠がなかったことを言い渡す。
- (3) 抗告裁判所が処分の拒否又は中止は許されない又は根拠がないと思料するときは、求められた処分を行う連邦監督庁の義務を言い渡す。
- (4) 処分は、連邦監督庁がその裁量権を不法に使用するとき、特に、それが裁量の法律上の限界を超えるか又は裁量の決定が本法の意味と目的を侵害するときにも、許されないか又は根拠がない。

- (5) 決定は理由を付し、且つ関係者に送達しなければならない。
- (6) 抗告裁判所が地方上級裁判所又は連邦通常裁判所の決定と異なる決定をしようとするときには、事件を連邦通常裁判所に提示する。連邦通常裁判所は地方上級裁判所の代わりに裁判をする。

## 第57条 書類の閲覧

- (1) 第52条に掲げられた関係者は、抗告裁判所の書類を閲覧し、費用を支払って複写、抄本及び謄本を交付させることができる。民事訴訟法第299条第3項は準用する。
- (2) 手続前に提出された書類、手続中に提出された附属書類、鑑定書及び説明書の閲覧は、書類を所有するか又は申述を求めた部署の承認があるときにだけ許される。連邦監督庁は、重要な理由に基づき、特に関係者又は第三者の正当な利益の確保のために必要である限り、自己が所有する書類の閲覧の承認を拒否しなければならない。閲覧が拒否されるか又は許されないときには、これらの書類は、その内容が申述される限りにおいてのみ、決定の基礎とすることができる。抗告裁判所は、決定のために当該事実又は証拠手段に依存し、事実の解明のための他の可能性がなく、且つ個別事件のあらゆる状況を比較衡量した後、正規の手続きを確保するための事実の重要性が、秘密保持に関する関係者の利益より重要である限りにおいて、その秘密保持が重要な理由に基づき、特に関係者又は第三者の正当な利益確保のために要求される事実又は証拠手段を、公開関係者の審尋の後に決定により命ずることができる。決定は理由を付さなければならない。第4文に基づく手続においては、関係人は、弁護士によって代理される必要はない。

## 第58条 裁判所組織法及び民事訴訟法の規定の効力

抗告裁判所の手続においては、別段のことが規定されていない限り、次の規定を準用する。

1. 公開、法廷警備、裁判所用語、協議及び評決に関する裁判所組織法 (Gerichtsverfassungsgesetz) 第169条から第197条までの規定、

## ドイツの株式等の公開買付けに関する規定

2. 裁判官の除斥と忌避, 訴訟代理人と補佐人, 職権による送達, 召喚, 期日と期限, 当事者の本人出頭の命令, 複数の訴訟の併合, 人証と鑑定証明の完了並びにその他の証拠手続の方法, 期限の遅延に対する現状回復に関する民事訴訟法の規定。

## 第8章 制裁

### 第59条 権利の喪失

買付者, その協調者又はその子会社に属する株式又は買付者, その協調者又はその子会社に第30条第1項第1文第2号に基づいて議決権が加算される株式に基づく権利は, 第35条第1項又は第2項に基づく義務が履行されない間は存在しない。このことは, 第35条第1項第1文又は第2項第1文に基づく公表又は申入が故意に中止されず又は事後埋め合わせられたときには, 株式法第58条第4項及び第271条に基づく請求権には適用しない。

### 第60条 過料規定

- (1) 故意又は軽率に次の行為をする者は, 秩序違反的に行為する。
  1. 以下の規定に反して, 公表をしない, 正確に公表しない, 完全には公表しない, 定められた方法では公表しない, 又は適切な適時には公表しない。
    - a) 第10条第1項第1文, 第14条第2項第1文又は第35条第1項第1文若しくは第2項第1文,
    - b) 第21条第2項第1文, 第23条第1項第1文若しくは第2項第1文又は第27条第3項第1文, 又は,
    - c) 第1条第5項第2文, 第1条第5項第3文に基づく法令
  2. 以下の規定に反して, 通知, 報知又は送付をしない, 正確には行わない, 完全には行わない, 定められた方法では行わない又は適切な時期に行わない。
    - a) 第10条第2項第1文, 第35条第1項第4文, 第14条第1項第1文又は第35項第2項第1文,

- b) 第10条第5項, 第35条第1項第4文又は第14条第4項, 第21条第2項第2文又は第35項第2項第2文,
- c) 第27条第3項第2文,
3. 第10条第3項第3文, 第35条第1項第4文又は第14条第2項第2文, 第35項第2項第2文に反し公表を行う又は公開買付文書を公表する。
4. 第10条第4項第1文, 第35条第1項第4文に反して, 公表を送らない, 正確には送らない, 又は適切な時期には送らない。
5. 第14条第3項第2文, 第21条第2項第2文, 第23条第1項第2文又は第35項第2項第2文に反し又は第27条第3項第3文に反し, 通知をしないか, 正確にはしないか, 又は適切な時期にはしない。
6. 第15条第3項に反して公表を行う,
7. 第26条第1項第1文又は第2文に反して買付申入を表明する,
8. 第33条第1項第1文又は第33条a第2項第1文に反してそこで掲げた行為を行う,
9. 第33条a第3項, 第33条b第3項又は第33条c第3項第3文に反して, 通知をしない, 正確にはしない, 完全にはしない, 又は適切な時期にはしない,
10. 第33条c第3項第4文に反して, 公表をしない, 正確にはしない, 完全にはしない, 定められた方法ではしない, 又は適切な時期にはしない。
- (2) 故意又は過失で以下の行為をした者は, 秩序違反的に行為する。
1. 第28条第1項又は第40条第1項第1文に基づく執行命令に違反する,
2. 第40条第2項第1文又は第2文に違反して, 立ち入りを承諾しないか又は甘受しない,
- (3) 秩序違反は, 第1項第1号a, 第3号, 第6号から第8号までの場合には, 100万ユーロまでの過料, 第1項第1号b, 第2号a及び第4号の場合には50万ユーロまでの過料, その他の場合には20万ユーロまでの過料

を課される。

## 第 61 条 管轄行政庁

秩序違反法（Gesetz über Ordnungswidrigkeiten）第 36 条第 1 項第 1 号の意味の行政庁は連邦監督庁である。

## 第 62 条 裁判所手続における上級地方裁判所の管轄

- (1) 第 60 条に基づく秩序違反の裁判手続では、フランクフルト・アン・マインにおける連邦監督庁の所在地を管轄する上級地方裁判所が裁判する。上級地方裁判所は、秩序違反法第 52 条第 2 項第 3 文及び第 69 条第 1 項第 2 文の場合には裁判所の決定に基づく申立（秩序違反法第 62 条）に関しても裁判する。刑事訴訟法第 140 条第 1 項第 1 号と秩序違反法第 46 条第 1 項は適用しない。
- (2) 上級地方裁判所は、裁判長を含む 3 名の裁判官で裁判する。

## 第 63 条 連邦通常裁判所に対する上訴

上訴（秩序違反法第 79 条）について連邦通常裁判所が裁判する。連邦通常裁判所が、事件において自ら裁判することなく、取り消された決定を破棄するときには、事件を、判決が破棄される上級地方裁判所に差し戻す。

## 第 64 条 過料決定に対する抗告

連邦監督庁の過料決定に対する抗告手続（Wiederaufnahmeverfahren）（秩序違反法第 85 条第 4 項）では、第 62 条第 1 項に基づく管轄裁判所が裁判する。

## 第 65 条 強制執行の際の裁判所の決定

強制執行の際に必要な裁判所の決定（秩序違反法第 104 条）は、第 62 条第 1 項に基づく管轄裁判所が下す。

## 第 9 章 裁判管轄；経過規制

### 第 66 条 有価証券取得事件及び買付事件に関する裁判所

- (1) 本法から生ずる民事訴訟には、訴額と関係なく、地方裁判所が専属管轄権を有する。第 1 文は、第 12 条第 6 項において掲げられた請求権及び訴訟の決定が、本法に基づいて下されなければならない裁判に全部又は 1 部

依存している場合にも適用する。本法に基づいて又は第12条第6項に掲げられた請求権のために起こされた訴訟には、対象会社が住所を有する地区の地方裁判所も管轄権を有する。

- (2) 訴訟は、裁判所組織法第93条から第114条までの意味における商事事件である。
- (3) 州政府には、法令により、第1項に基づいて地方裁判所が専属管轄権を有する民事訴訟を、そのような集中が有価証券取得及び買付事件の裁判に役立つときには、複数の地方裁判所の地区につき1地方裁判所に割り当てる権限が授権される。州政府には、さらに、州に数個の上級地方裁判所が設立されているときには、第1項に基づいて民事訴訟において管轄権のある地方裁判所の判決に対する控訴及び抗告に関する裁判を1以上の上級地方裁判所に割り当てる権限が授権される。州政府は権限を州司法行政部に委譲することができる。州間の国家協定により複数の州の個々の地区又は全部の地域につき1個の地方裁判所の管轄権を設けることができる。

#### 第67条 上級地方裁判所における有価証券取得及び買付事件に関する特別法廷

上級地方裁判所は、上級地方裁判所に第48条第4項、第62条第1項、第64条及び第65条に基づき割り当てられた事件では、有価証券取得及び買付事件法廷（Wertpapiererwerbs-und Übernahmesenat）により裁判する。

#### 第68条 経過規制

- (1) 2006年7月14日前に公表された申入には、2006年7月14日前に有効な条項が適用される。
- (2) 議決権のある有価証券が2006年5月20日に組織された市場における取引を許可されていた第2条第3項第2号の意味における対象会社には、第2号b, bbにおいて対象会社の決定の代わりに、当該監督官庁の決定が現れるという条件で、第1条第3項が適用される。
- (3) 第2条第3項第2号の意味における対象会社には、連邦監督庁が当該監督庁と協定し当該監督庁の管轄を2006年7月18日までに決めて、その決定を公表したときには、第1条第5項は適用しない。